

取引適正化・料金透明化に向けた取り組み宣言

西川燃料株式会社は、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」等の改正にあたり、あらためて法令等を遵守すると共に下記の通り取り組み、LPガス商慣行見直しに努めます。

過大な営業行為の制限

- 正常な商習慣を超える利益供与や、不動産オーナーおよびお客さまとの間において、LPガス事業者の切り替えを著しく制限するような条件付き契約の締結等を行いません。
- お取引先に対し、新制度内容の周知に努めます。
- 是正が必要とされる契約等については、今後早期是正に努めます。

三部料金制の徹底

- LPガス料金の透明化に努め、今後三部料金制へ移行します。

LPガス料金の情報提供

- 賃貸物件のLPガス料金について、入居希望者に対し事前に判別できるよう直接、または不動産オーナー、不動産管理会社等と連携しガス料金を提示するよう努めます。

組織体制の整備

- 本宣言を社内において共通認識として浸透させてまいります。
- 社内はもとより、お客さま、協力会社さま、取引先さま等すべての関係者への周知を行い、新たな組織の構築および信頼関係づくりに取り組みます。

社会への貢献

- LPガスをはじめとするエネルギーの供給を通じて、より良い地域社会の実現とカーボンニュートラルや災害時対応に貢献できる企業として取り組んでまいります。

2024年7月
西川燃料株式会社